

# 定年退職のお手続き (社会保険編・2019年度版)

\* 定年を機に会社をご退職し、次のお仕事を探される方を想定しています

1. 健康保険

2. 厚生年金保険

3. 雇用保険

社名

---

# 1. 健康保険

《定年前》

健康保険

《定年後》

健康保険（任意継続）

特徴	内容
被扶養者（家族健康保険証）	これまでのとおり一緒に加入します（発行されます）
窓口負担	3割（ご本人・ご家族とも）
期間	2年間
保険料	定年時の保険料の2倍と*約34,560円のどちらか低い方

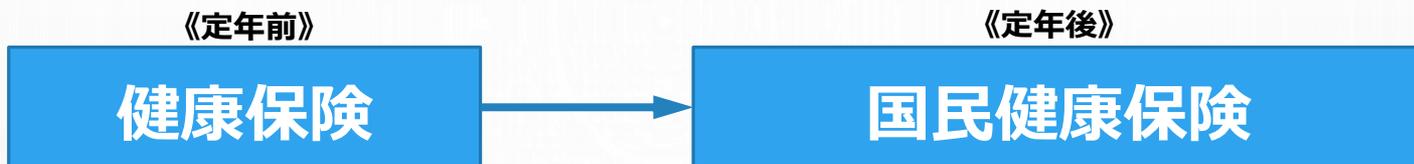
\*介護保険料を含みます

## お手続きの手順

- 1 定年退職日翌日になったら健康保険証（ご家族の分を含みます）をご返却下さい
- 2 定年退職日の翌日から**20日以内**に、全国健康保険協会 埼玉支部に届くように、次の書類を郵送して下さい  
①任意継続被保険者資格取得申出書 ②\*所得証明書（ご家族を被扶養者とする場合）

\*親等が大きく（妻、子、親以外の場合など）になると、その他書類を求められる場合があります。詳しくは、埼玉支部までお問合せ下さい。

# 1. 健康保険



特徴	内容
被扶養者（家族健康保険証）	ご本人と別々に加入します
窓口負担	3割（ご本人・ご家族とも）
期間	75才まで
保険料	前年の収入額などによって決まります

## お手続きの手順

1	市区町村役場の国民健康保険課などで、保険料がいくらになるか確認して下さい（任意継続よりお安くなる場合は、国民健康保険に加入されることをおすすめします）
2	定年退職日の翌日になったら健康保険証（ご家族の分を含みます）をご返却下さい
3	定年退職日の翌日から14日以内に、次の書類を持参して、お住いの市区町村役場でお手続き ①*健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票

\*会社から発行されますので、必要な場合は、お知らせ下さい。

## 2. 厚生年金保険

	60	61	62	63	64	65
<b>&lt;男性&gt;</b> 昭和28年4月1日生以前	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日		報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日			報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日				報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日					報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～						老齢厚生年金 老齢基礎年金

	60	61	62	63	64	65
<b>&lt;女性&gt;</b> 昭和33年4月1日生以前	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日			報酬比例部分	報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日				報酬比例部分	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日					報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和41年4月2日～						老齢厚生年金 老齢基礎年金

## 2. 厚生年金保険

	自分で請求する	お近くの信用金庫などで請求してもらう
1	支給開始年齢のお誕生日の3か月前くらいに、請求書類一式が送られてきます	
2	請求方法やその他の提出書類などを確認して下さい	年金相談会などに参加する
3	年金請求書を作成し、その他書類を取り寄せて下さい	口座を作って、あとはお任せになります
4	お誕生日の前日になったら、お近くの年金事務所に請求して下さい	
5	年金証書が届きます	
6	支給が開始されます（請求してから2～3ヶ月後）	

※お誕生日（前日から可）になりましたら、なるべく早くお手続きをお願いします

※年金は、偶数月（2.4.6.8.10.12月）にその前月分までが支給されます

## 2. 厚生年金保険

定年の時に、配偶者が60歳未満の場合

《定年前》



国民年金  
(第2号被保険者)



扶養



国民年金  
(第3号被保険者)



《定年後》



国民年金  
(第2号被保険者)



扶養



国民年金  
(第1号被保険者)

※保険料をお支払いする必要があります

※ご自身で、定年退職日の翌日から14日以内に  
市区町村役場の国民年金課などで種別変更届  
を提出して下さい

### 3. 雇用保険

定年退職日

離職票を受け取る

10日程で、会社から離職票や説明書などが郵送されます

ハローワークに行く

“定年退職後も働きたいんです”と言って、求職の申込みをして下さい

待機期間終了

実際に失業しているかどうかを確認する期間です。特に手続きはありません

説明会

指定された日時で説明会に参加して下さい

失業の認定日

失業の認定を受けて、基本手当が支払われます

失業の認定日

上と同じ

給付日数になるまで、失業の認定を受けて、基本手当が支払われます

# ご定年直後のだいたいのスケジュール

1日目（定年退職日の翌日）

- 全国健康保険協会 埼玉支部に、健康保険の任意継続のための書類一式を郵送します

2日目

- または、市町村役場で、国民健康保険の手続きをします  
同時に、配偶者が60歳未満の場合は、国民年金のお手続きをします

3 "

4 "

5 "

6 "

7 "

- この頃に、雇用保険の離職票などの書類一式が会社から郵送されます

8 "

9 "

- 雇用保険を受けるために、写真などの準備をして、ハローワークに行きます

10 "



以上